

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)  
平成28年2月5日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500168号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500117号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年8月1日から昭和54年7月1日まで  
② 昭和57年2月頃から昭和58年7月頃まで

私は、請求期間①においてA社に、請求期間②においてB社に、それぞれ正社員として勤務していたが、いずれも厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

### 1 請求期間①について、A社の事業主の回答及び複数の同社の元従業員の陳述により、入社日は特定できないものの、昭和54年7月1日より前から、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写しにおける請求者の資格取得年月日は昭和54年7月1日と記載されており、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の資格取得年月日と一致していることが確認できる。

また、A社の事業主は、請求者の請求期間①における厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している。

### 2 請求期間②について、B社の元従業員の陳述により、期間は特定できないものの、請求期間②において、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者が給与明細書として提出した昭和58年6月25日とゴム印の押された手書きの紙片によると、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、B社の請求期間②当時における厚生年金保険の取扱いについて、C社の社会保険担当者は、正社員は厚生年金保険に加入させていたが、正社員でない従業員は必ずしも厚生年金保険に加入させていなかったと思われる旨陳述しているところ、同社の人事担当者は、請求者に係る資料は同社にないため、請求者が在籍していたか不明である旨陳述している上、上述の元従業員は、請求者の雇用形態は不明と回答していることから、請求者がB社に正社員として勤務していたか確認できず、同社が請求者を厚生年金保険に加入させていたことを確認できない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、請求期間②において請求者の氏名は見当たらず、厚生年金保険整理番号の欠番もない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。